



KAIRO for BUSINESS

海路ニュースレター版 (for 企業法務) 年3回刊

【Q & A】 そうだ、弁護士に聞いてみよう！ 《ハラスメントへの対策》



(秘書) 最近、芸能人の離婚報道で“モラハラ”という言葉を目にします。“モラハラ”とはどのような行為をいうのですか。

(齋村) 「モラハラ」はモラル・ハラスメントの略で、道徳面でのいやがらせ、いじめを意味します。相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与える行為です。

(秘書) 職場ではセクハラ、パワハラなど様々なハラスメントがありますが、ハラスメントの責任にはどのようなものがあるのですか。

(齋村) 加害者である従業員は、就業規則違反、不法行為責任、刑事責任といった責任を負います。使用者についても不法行為責任や契約責任などの法的責任を負う場合があります。

(秘書) セクハラに関して、男性管理職2人による女性派遣社員への発言をめぐる懲戒処分が重すぎるか否かが争われた事件の最高裁判決がでて、話題になりましたね。

(齋村) そうですね。最高裁は、被害者が拒否の姿勢を示さなかったことなどは加害者に有利に斟酌できないとし、また、会社からの事前の警告や注意等がなくても、男性管理職2人に対する懲戒処分は有効としました。加害者側の役職に鑑みた客観的なセクハラ発言の内容、態様、状況などから判断を下したものでした（平成27年2月26日最高裁判決）。セクハラ行為に対して厳しい判断をしたと評価されています。

(秘書) それでは、企業側は、今まで以上に、事前にハラスメント防止の対策をとることが重要となりますね。

(齋村) その通りです。ハラスメントを発生させないために、社内体制を整備する必要があります。就業規則にハラスメント防止規定を追加したり、方針・ガイドラインを作成するなどして、従業員に周知徹底します。また、社内相談窓口を設置して、問題が発生したら初期の段階で公正適切に対応することが大切です。そして、社員の意識改革が重要です。当事務所では、ハラスメントに対する教育研修に弁護士派遣も行っておりますので、是非ご相談下さい。



弁護士
齋村 美由紀
(さいむら みゆき)

※このコーナーで弁護士に聞いてみたいことがありましたら、裏面の連絡先までお寄せください。



笠原輔弁護士がこっそり教える

「あの判決は妥当なんですか?」「よく分かりません。」

弁護士をしていると、世間の注目を集める事件の判決がニュースで流れた後、しばらくの間は雑談等で、

「あの判決は妥当なんですか?」

と聞かれることもあります。特に、マスコミが判決に対して批判的な報道をしている場合に多いです。

こういった質問に対しては、

「よく分かりません。」

という回答になってしまうことも多いです。

裁判の場に出てきた双方の主張や証拠を全て吟味した上で、判決全文を読まなければ、判決が妥当かどうか法律家として本当に適切な判断はできません。法律家として適切に判断しようとするなら、マスコミの報道だけでは全然情報が足りないのです。

テレビやネットでは、思い込みや感情に基づいて過激な意見を述べる方が盛り上がるかもしれませんが。それに比べて、証拠を丁寧に吟味して事実を認定し、法を適切にあてはめて判断する行為は、地味で面白くないものに見えるかもしれません。

しかし、判決は面白くなくてもいいんです。結論とその理由が適切であれば。

人の人生を左右するんですから。



弁護士 笠原 輔
(かさはら たすく)

第13回企業法務セミナー報告「民事裁判シミュレーション

～もしもあなたの会社が訴えられたら～



弁護士の加藤泰です。

今回のセミナーでは、ある企業が訴えられたという架空の事件を題材にして、裁判所から会社に訴状が届いたところから訴訟の終結まで、裁判の流れを疑似体験していただき、裁判に対する具体的なイメージを持てるようにお話ししました。

参加者様からは、「実際の裁判の流れをわかり

やすく理解できた」「身近な問題で参考になった」「予防法務の必要性を感じた」と高い評価を受けました。

懇親会では顧問会社様、一般参加者様、当事務所の弁護士・秘書との交流が深まり、こちらも大変ご好評いただきました。

次回は7月23日です。

詳細は本紙4ページをご覧ください。





弁護士 ON・OFF 第 28 回

弁護士 齋村 美由紀

自宅と事務所(歩いて3分ほど)、事務所と裁判所(同様)、運動不足な毎日を過ごしています。年々、体重も増えつつあり・・・そんな状況を打破しようと、昨年はホットヨガをはじめてみましたが、身体を伸ばしすぎたせいか“ぎっくり腰”になり、断念しました。それではと、夏頃には、広島城の周辺を早朝ランニングしようと計画したのですが、厳しい暑さのため、断念しました。

そこで、近くのフィットネスに通うことにしまして、今日現在まで、こちらはなんとかまだ続いています。といっても、時間があるときに、ストレッチとランニングマシンで15分ほど走るだけです。その効果は？今年こそは減量を成功させたいと思います。

さて、先頃、“ぎっくり腰”のため中断していた

ゴルフを再開しました。季節もよくなり、自然に囲まれてプレーするのは、たとえ壮絶なスコアであっても気持ちの良いものです。日頃のストレスも発散されます。今後は、他の方に迷惑をかけないプレーができるよう、ジムに新設されたゴルフレンジで練習を積みたと思います。



ティーグラウンドに鹿が!!

事務局コラム 第 28 回 「物づくり」

M. M

竹原にある、酒蔵に見学に行きました。規模が大きくなく、手造りで1本1本丹精込めて造りあげていく酒蔵です。

蔵の中を見せていただきながら、お酒が出来るまでの行程を教えてくださいました。行程により、香ってくるにおいの違い、発せられる音の違い、それを杜氏さんが嗅覚、聴覚で感じ、状況を確認していると伺いました。人の手、鼻、耳で作るお酒は、機械では造ることの出来ない特別なものだと感じました。

だからこそ機械に頼ることなく、自分たちの納得のゆくお酒を、手間と時間を惜しまず造るのだというお話を聞かせて頂き、とても強いこだわりやプライドを見せて頂きました。

あ、もちろん、見学の後は美味しい日本酒をた

くさん飲ませて頂きました。造る人、行程を知って、ますます愛着のわいたお酒は、いつにもまして美味しかったです！

私も日々の生活の中で、こだわりやプライドを持って色んなことと接する人間に近づけるよう、頑張りたいと思います。



枯らし場



事務局通信

◆第14回企業法務セミナー・懇親会開催のご案内

当事務所は今年1月6日付で、フクシマ社会保険労務士法人と業務提携いたしました。今回の企業法務セミナーは、同法人の代表である福島省三氏を講師としてお招きし開催します。当セミナー参加者は、1ヶ月以内に1時間の無料法律相談が可能です。この機会を是非ご利用ください。



※懇親会も同時開催します！

平成27年7月23日(木)

《セミナー》18:30～19:30

《懇親会》19:30～21:00

講師 フクシマ社会保険労務士法人 代表社員
特定社会保険労務士 福島省三氏
“企業におけるメンタルヘルス対策と

マイナンバー制度の対応について”

会場:TOWANI(中区上八丁堀 4-1)

受講料:顧問会社様 1名様につき 3,000円

一般 1名様につき 6,000円

(一般の方で懇親会のみ参加 5,000円)

☞詳細は、当事務所企業法務専門サイト(トップ>セミナー案内)をご参照ください。

◆相続アドバイザーのワンコイン相続セミナー開催



毎月15日に、当事務所の相続アドバイザー、今井絵美と山口亜由美による『ワンコイン相続セミナー&相談会』を実施しています。予約制となっておりますので、開催日の前営業日17:00までに、相続アドバイザーまでご連絡ください。

☞相続アドバイザーブログ「はなまるエンディングプラン」で情報を発信しています。ぜひご覧ください。

◆無料法律相談実施中！！(企業法務を除く)

4月より、企業法務を除くすべての相談料を無料にいたしました。依頼者様に寄りそ



い、共に解決を目指します。お気軽にご相談ください。☞山下江のブログ 4/2をご参照ください。

◆「川島宏治のTHEひろしま・プラス1」に出演



ひろしまケーブルテレビ【ちゅピCOM】の「川島宏治のTHEひろしま・プラス1」に、所長の山下江と

弁護士数名が出演しました。収録は当事務所で行い、秘書の業務風景も放映されました。

☞山下江のブログ 3/9をご参照ください。

◆広島市男女共同参画推進センターのHPIに登場

当事務所は、広島市男女共同参画推進事業所として表彰されており、その実践の一例として、所長の山下江と、秘書部長の今井絵美が、広島市男女共同参画推進センター(ゆいぽーと)のホームページ「育休ロールモデル」に登場しています。ぜひご覧ください。



☞山下江のブログ 2/6、12をご参照ください。



山下江法律事務所
Yamashita Ko Law Office

〒730-0012 広島市中区上八丁堀 4-27 上八丁堀ビル 703

営業時間：平日 9時～18時

TEL：082-223-0695 / FAX：082-223-2652 / E-MAIL：info@law-yamashita.com

予約電話受付：平日 9時～19時、土曜 10時～17時

相談時間：月曜 9時～21時(夜間相談有り)、火曜～金曜 9時～18時、土曜10時～17時

※上記以外の時間帯でも対応可能な弁護士がいれば、相談時間を設定しますので、まずはお電話ください。